TOKYO BIG SIGHT

東京ビッグサイト メディアガイド

TOKYO BIGSIGHT MEDIA GUIDE

2024
4月版

INDEX

TOKYO BIG SIGHT

1. 全体配置図

2. 各種媒体メニュー

- 館内広告
- 屋根付き歩道広告
- デジタルサイネージ
- 大型ビジョン

1. 全体配置図

全体配置図

TOKYO BIG SIGHT

TOKYO BIG SIGHT

2. 各種媒体メニュー

館内広告

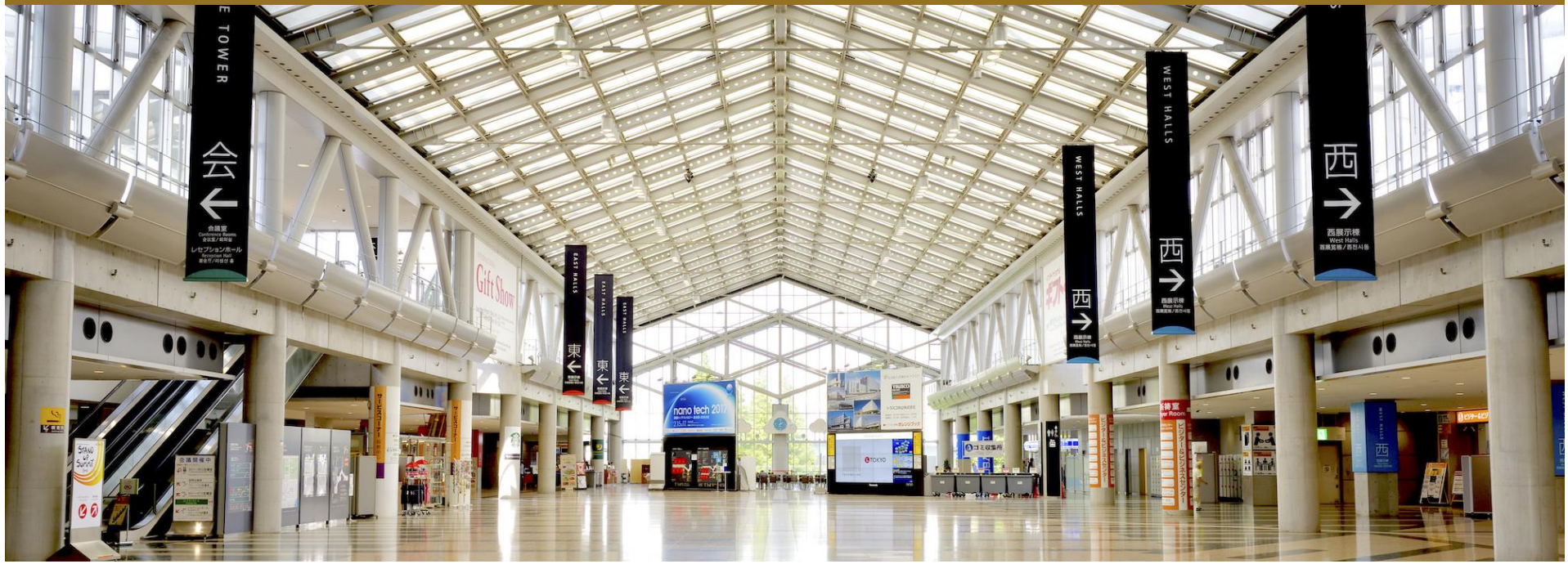
会
会議室
レセプションホール
EAST HALLS
東
WEST HALLS
西
西展示棟
Gift Show
nano tech 2017

館内広告 <掲出場所および掲出イメージ>

TOKYO BIG SIGHT

※ 下記金額は広告スペース1枚または1ヶ所の金額（税込）です。
広告媒体制作費（加工･印刷）、取付･撤去費、取付作業費、車両搬入費等は含まれておりません。
※ 消費税率10%を適用しています。
※ サイズの単位はmmです。
※ 取付および撤去工事は当社が指定する専門業者で行います。（工事費別途請求）

① E-1、（② W-1※調整中）

数量：1

掲出料金（年間）：
3,850,000円

サイズ：H4300xW7900(H4320xW7920)
掲出広告素材：ターポリン字転写
施工方法：ロノ字フレームのロープ張り
備考：原則公共性のある広告のみ

③ E-2

数量：1

掲出料金（年間）：
3,850,000円

サイズ：H4370xW8030(H4390xW8050)
掲出広告素材：ターポリン字転写
施工方法：ロノ字フレームのロープ張り

④ W-2

数量：1

掲出料金（年間）：
3,850,000円

サイズ：H4370xW8030(H4390xW8050)
掲出広告素材：ターポリン字転写
施工方法：ロノ字フレームのロープ張り

⑤ E-3、⑥ W-3

数量：各1

掲出料金（年間）：
4,620,000円

サイズ：H2860xW5991
掲出広告素材：フィルム
施工方法：ガラス面に直貼り

⑦ E-4、⑧ W-4

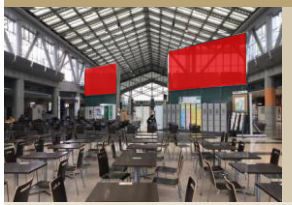

数量：各1

掲出料金（年間）：
3,080,000円

サイズ：H2860xW5991
掲出広告素材：フィルム
施工方法：ガラス面に直貼り

⑨ N-1、⑩ N-2、⑪ N-3

数量：各1

掲出料金（年間）：
3,080,000円

サイズ：H1700xW8000(H1720xW8020)
掲出広告素材：ターポリン字転写
施工方法：ロノ字フレームのロープ張り

⑫ 壁面　北コンコース

数量：
①7ヶ所、②2ヶ所
掲出料金（年間）：
①220,000円
②330,000円

サイズ：
①B1縦 H1030xW728　②B0横 H1030xW1456
掲出広告素材：ポスター
施工方法：画鋲どめ

⑬ 壁面　南コンコース

数量：
①3ヶ所、②3ヶ所
掲出料金（年間）：
①220,000円
②330,000円

サイズ：
①B1縦 H1030xW728　②B0横 H1030xW1456
掲出広告素材：ポスター
施工方法：画鋲どめ

館内広告＜広告掲出概要＞

TOKYO BIG SIGHT

▼広告内容

下記のいずれにも該当しないものとさせていただきます。

1. 当施設の公共性、中立性およびその品位を損なう恐れのあるもの
2. 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に係るもの
3. 公の秩序または善良の風俗に反する恐れのあるもの
4. その他、館内に掲出する広告として妥当でないと当社が認めるもの

▼広告物を掲出できる者

東京ビッグサイトで展示会を開催する主催者／展示会関連サポート企業／
臨海地域まちづくり協議会の会員企業／有明エリアマネジメント連絡会の会員企業／
有明地区大規模集客施設／公共・公的団体／官公庁

▼広告掲出についての注意点

1. 広告申し込みは随時受け付けております。
2. 契約書（少額の場合は申込書で代用）の締結をもって契約有効となります。
3. 展示会・イベント等の開催に伴い、一部広告が隠れる場合がございますので予めご了承ください。
4. 掲出する広告のデザイン・内容については当社が事前に審査いたします。
5. 契約期間は原則1年とし、最長3年まで更新可能とします。ただし、同一の場所に広告掲出を希望する者がいない場合は、この限りではありません。

▼お申し込みのフロー

申込
広告申込書提出
（利用者→当社）

→

・申込条件、掲出可否確認
・広告内容審査
・掲出場所確認・調整
※希望者多数の場合は抽選

→

掲出承認
広告掲出承諾
（当社→利用者）

→

契約書締結
契約書送付
（当社⇔利用者）

→

掲出物制作依頼
（利用者→当社指定業者）

→

掲出物制作内容打合せ・確認
（利用者⇔当社指定業者）

→

掲出物制作内容決定
（利用者）

→

掲出完了
掲出物取付作業
（当社指定業者）

→

・広告掲出費請求書送付
（当社→利用者）
・掲出物制作等請求書送付
（当社指定業者→利用者）

→

お支払い
費用お支払い
（利用者）

▼お問合せ先

株式会社東京ビッグサイト 総務部企画広報課 広報担当
TEL：03-5530-1113（9時～17時　平日のみ）
E-mail：public_r_dev@tokyo-bigsight.co.jp

（趣旨）
第１条
この規程は、東京国際展示場(通称「東京ビッグサイト」以下「本施設」という。)館内共用部の広告物の掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲出場所）
第２条
広告物を掲出できる場所(以下「掲出場所」という。)は、別表及び別図のとおりとする。

（掲出期間）
第3条
広告物を掲出できる期間(以下「掲出期間」という。)は、3年以内とする。ただし、同一の掲出場所に広告物を掲出しようとする者がいない場合は、この限りでない。

（掲出の手続）
第４条
１．広告物を掲出しようとする者は、株式会社東京ビッグサイト(以下「会社」という。)に申込み、その承諾を受けなければならない。
２．前項の申込みは、掲出場所ごとに掲出期間満了の3か月前までとする。(掲出できる者の資格等)

（掲出できる者の資格等）
第５条 広告物を掲出できる者は、次の各号いずれかに掲げる者とする。
１．本施設の利用実績がある又は利用予定がある展示会主催者
２．国、地方公共団体又は公共的団体
３．展示会支援関係の企業
４．まちづくり協議会の会員企業
５．有明エリアマネジメント連絡会の会員企業及び有明地区大規模集客施設

（掲出の不承諾）
第６条
広告物の掲出が次の各号のいずれかに該当するときは、会社は、掲出の承諾をしないことができる。
１．本施設の設置目的に反するおそれがあると認められるとき。
２．公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
３．掲出しようとする者又はその代理をする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力であることが認められるとき。
４．掲出しようとする者又はその代理をする者が暴力的不法行為を行うおそれがある団体若しくはその関係者又は事業内容が明確でない団体である認められるとき。
５．その他本施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（複数申込者の処理）
第７条
１．同一の掲出場所に掲出の申込みをした者が複数いるときの優先順位は、第5条の順序による。
２．前項の場合で、同順位の掲出の申込みをした者が複数ある場合は、抽選により掲出者を決定する。

（掲出場所の上限）
第８条
同一の者が、広告物を掲出できる掲出場所は2か所までとする。ただし、別に定める掲出場所については、この限りでない。

（掲出料金）
第９条
１．掲出料金は、別表のとおりとする。
２．掲出の承諾を受けた者(以下「掲出者」という。)は、会社の指定する期限までに、掲出料金を納付しなければならない。

（掲出料金の不返還）
第10条
既に納入された掲出料金は、返還しない。ただし、掲出者の責めに帰すことのできない理由により掲出できないと会社が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（掲出権譲渡等の禁止）
第11条
掲出者は、掲出の権利を譲渡し、又は転売してはならない。

（広告物の掲出方法）
第12条
掲出者が広告物を掲出しようとするときは、掲出者は、事前に会社に通知のうえ、会社の指示に従い、指定された場所に掲出するものとする。なお、掲出のための作業は当社指定の専門業者に依頼し、作業に係る費用を掲出者が別途支払うものとする。

（掲出の変更）
第13条
１．掲出者は、掲出者の都合により掲出の日時若しくは場所の変更又は掲出を取消す場合には、速やかに会社に届け出なければならない。
２．掲出者は、掲出する広告物の内容を変更しようとする場合は、新たに会社の承諾を得なければならない。
３．前2項により、掲出料金に追加を生じた場合は、掲出者は会社の指定する日までに追加の掲出料金を納入しなければならない。

（掲出承諾の取消し）
第14条
掲出者が次の各号のいずれかに該当するときは、会社は、直ちに掲出の承諾を取消し、又は掲出の停止をすることができる。
１．第6条の各号の一に該当すると認められるとき。
２．掲出申込書に虚偽の記載があったとき、又は承諾した掲出の目的、内容が実際と著しく異なるとき。
３．本規程及び掲出条件に反したとき。
４．災害その他不可抗力によって、本施設の利用ができないとき。
５．管理の都合上、やむを得ない事由が発生したとき。

（広告物の管理等）
第15条
１．掲出中の広告物については、会社は自己の所有物と同じ注意義務をもって管理する。
２．掲出中の広告物について、会社から指示又は要請があった場合は、一時的に当該広告物の移動又は掲出の停止等の措置を行うことができる。
３．地震、火災、台風その他の不可抗力により掲出中の広告物の一部又は全部が毀損若しくは滅失した場合、会社はそれによる損害について責任を負わない。第三者の故意又は過失により、掲出中の掲出物の全部又は一部が毀損、滅失又は紛失した場合も同様とする。
４．前項の場合において、会社がその事実を知ったときは、会社は、その事実を速やかに掲出者に通知するものとし、会社と掲出者は事後の処理について誠実に協議する。

（原状回復の義務）
第16条
掲出者は、掲出期間の満了その他の事由により掲出が終了したときは、掲出場所を直ちに原状に回復しなければならない。第14条の規定により掲出の承諾を取消され、又は掲出を停止させられたときも同様とする。 なお、原状回復のための作業は当社指定の専門業者に依頼し、作業に係る費用を掲出者が別途支払うものとする。

（免責）
第17条
１．掲出の承諾の取消しによる掲出者等の損害について、会社は賠償の責任を負わない。
２．掲出期間中(準備・撤去期間を含む。)において、人身事故、破損事故及び掲出物の盗難については、その原因の如何にかかわらず、会社は賠償の責任を負わない。

（その他）
第18条
広告の掲出に関し、この規程に定めのない事項については、東京ビッグサイト メディアガイドで定める。

TOKYO BIG SIGHT

屋根付き歩道広告

屋根付き歩道広告＜掲出場所および掲出イメージ1＞

TOKYO BIG SIGHT

ポスター広告

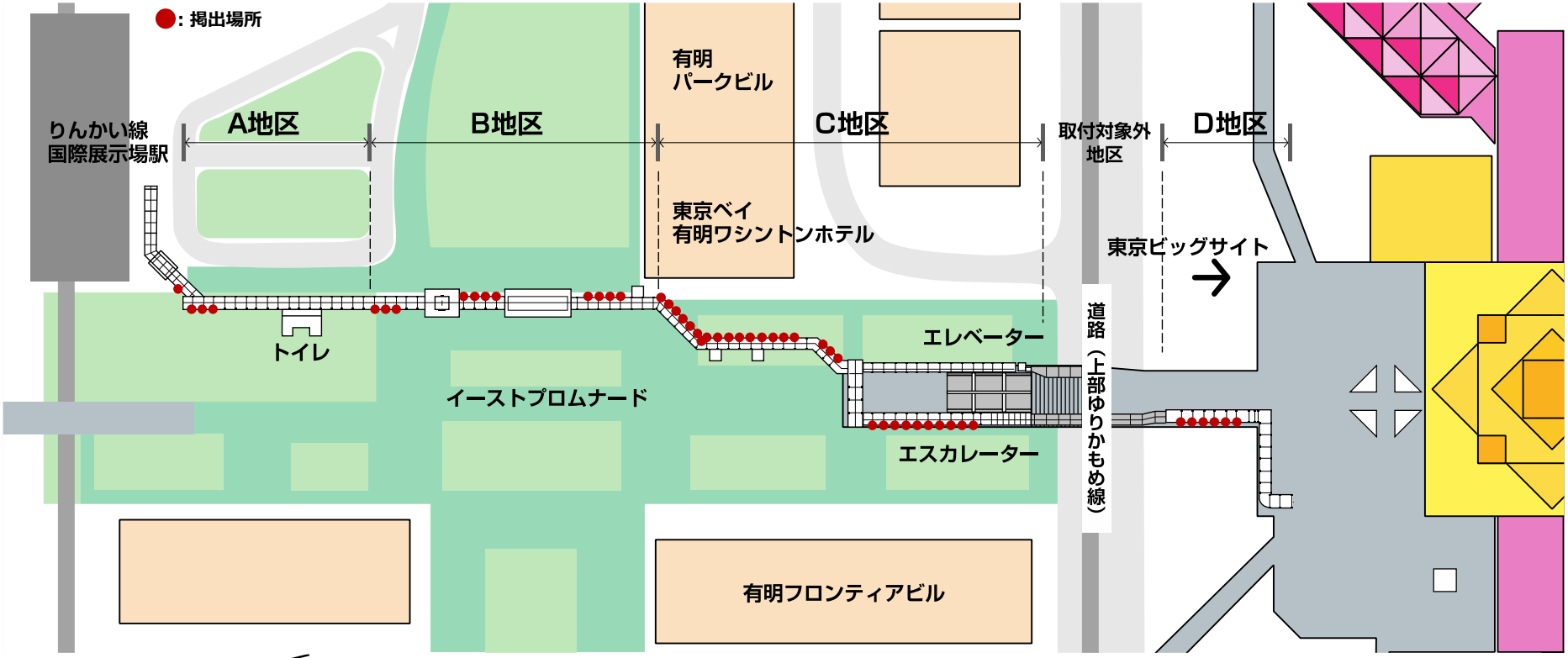

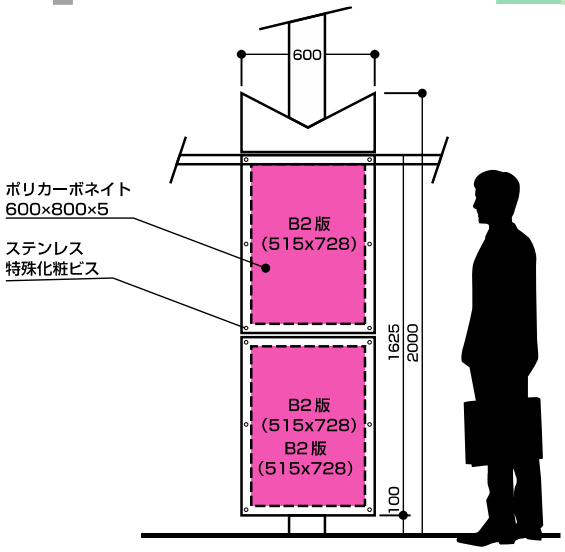

A～D地区

掲出料金（1枚/年間）
A地区　110,000円
B地区　77,000円
C地区　77,000円
D地区　77,000円

設置場所：計50箇所（100枚）
※上段１枚＋下段１枚の計２枚で1箇所

サイズ：B2版　H728xW515

※ 上記価格は1年間の料金です。（1枚あたり）
※ 価格には消費税（10%）が含まれています。
※ お申し込みは4枚以上（2箇所以上）でお願いいたします。
※ ポスターの掲出および撤去は当社が指定する専門業者にて作業いたします。（作業費別途請求）ポスターの送付先、取付日、作業料等についてはお問合せください。
※ 板面保護のため、ポスターには防水・ラミネート加工を必ず実施してください。
※ 各地区内における掲出場所については、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
※ 原則1年契約とさせていただきます。

屋根付き歩道広告＜掲出場所および掲出イメージ2＞

TOKYO BIG SIGHT

バナー広告

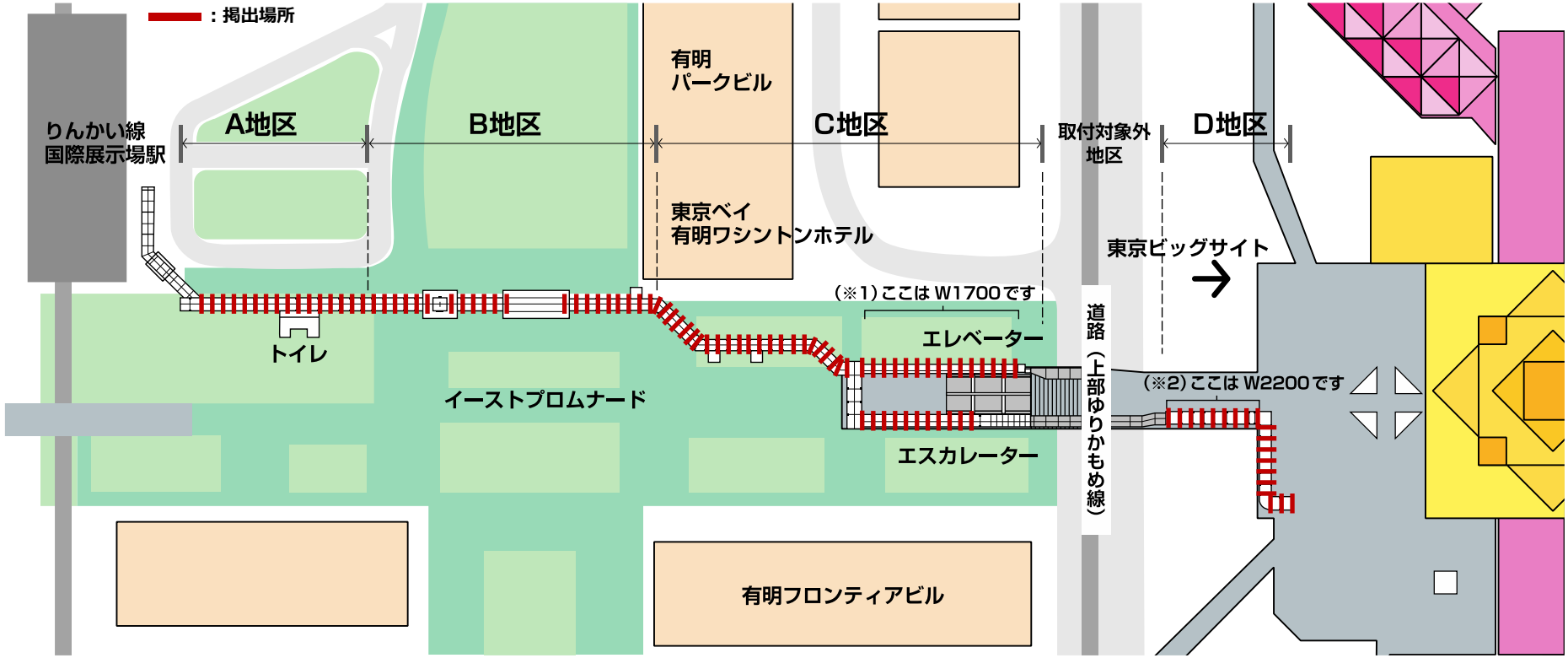

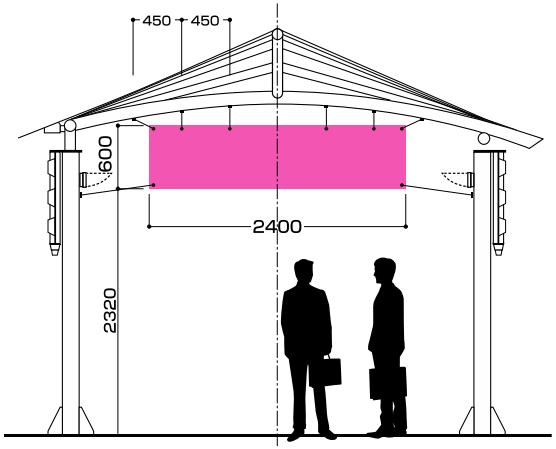

A・B・C・D通常サイズ

（※1）C地区のエレベータ側はこのサイズ

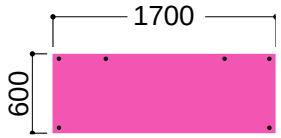

（※2）D地区の一部はこのサイズ

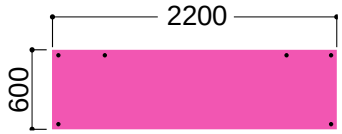

A～D地区

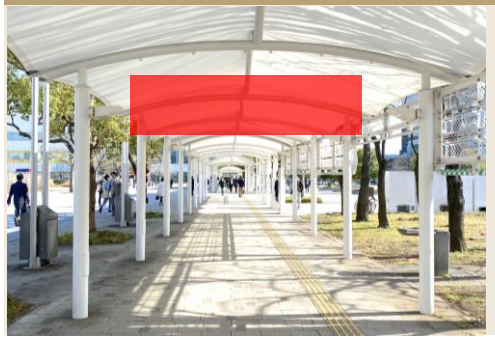

掲出料金（1枚/年間）
A地区　220,000円
B地区　154,000円
C地区　110,000円
D地区　110,000円

設置場所：計100箇所（100枚）
サイズ：H600xW2400
C地区のエレベータ側　H600xW1700
D地区の一部　H600xW2200

※　上記価格は1年間の料金です。（1枚あたり）
※　価格には消費税（10%）が含まれています。
※　お申し込みは4枚以上でお願いいたします。

※　バナーの掲出および撤去は当社が指定する専門業者にて作業いたします。
（作業費別途請求）
バナーの制作や送付先、取付日、作業料等についてはお問合せください。
掲出期間中に掲出物に修繕が必要な場合、広告主にて修繕を行っていただく必要がございます。
※　掲出場所については、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。
※　原則1年契約とさせていただきます。

屋根付き歩道広告＜広告掲出概要＞

TOKYO BIG SIGHT

▼広告内容

各企業PR／交通機関／ ホテル・宿泊施設／レストラン・飲食／観光・都市紹介／イベント・展示会／学校・教育機関／商業施設／その他

下記のいずれにも該当しないものとさせていただきます。

1．政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に係るもの
2．公の秩序または善良の風俗に反する恐れのあるもの
3．まちづくりの景観イメージにふさわしくないもの
4．その他、掲出する広告として妥当でないと当社が認めるもの

▼広告物を掲出できる者

東京ビッグサイトで展示会を開催する主催者／展示会関連サポート企業／ 臨海地域まちづくり協議会の会員企業／有明エリアマネジメント連絡会の会員企業／有明地区大規模集客施設／公共・公的団体／官公庁

▼広告掲出についての注意点

1. お申し込みに際し、掲出物の原案をご提出ください。
2. お申し込みは随時受け付けておりますが、当社で掲出内容・デザイン等を審査し、掲出の可否を決定させていただきます。
3. 広告申込書の提出後、当社からの掲出承認をもって契約有効となります。
4. 台風、強風等の悪天候が予想される際、安全のため、一時的に掲出物を撤去する場合がございます。
   その掲出物に損傷等があり安全な掲出が継続できない場合、修理は広告主の負担にて対応いただく必要がございます。
5. 契約期間は原則1年とします。ただし、同一の場所に広告掲出を希望する者がいない場合は、この限りではありません。

▼お申し込みのフロー

申込
広告申込書提出
（利用者→当社）

→

・申込条件、掲出可否確認
・広告内容審査
・掲出場所確認・調整
※希望者多数の場合は抽選

→

掲出承認
広告掲出承諾
（当社→利用者）

→

掲出物制作依頼
（利用者→当社指定業者）

→

掲出物制作内容打合せ・確認
（利用者⇔当社指定業者）

→

掲出物制作内容決定
（利用者）

→

掲出完了
掲出物取付作業
（当社指定業者）

→

・広告掲出費請求書送付
（当社→利用者）
・掲出物制作等請求書送付
（当社指定業者→利用者）

→

お支払い
費用お支払い
（利用者）

▼お問合せ先

株式会社東京ビッグサイト 総務部企画広報課 広報担当　TEL：03-5530-1113 （9時～17時　平日のみ）　E-mail： public_r_dev@tokyo-bigsight.co.jp

屋根付き歩道広告＜企業広告掲出規程＞

（目的）
第１条
この規程は、屋根付歩道内の掲出場所に企業広告を掲出することにつき、株式会社東京ビッグサイト（以下「当社」という。）に当社所定の掲出申込書を提出し、当社から掲出することの承諾を受けた掲出者（以下「掲出者」という。）に適用されるものである。

（掲出の申込・掲出の承諾）
第２条
屋根付歩道内の掲出場所に企業広告を掲出することを希望する者が当社に対し、この規程を承諾のうえ、当社所定の掲出申込書に必要事項を記入して提出し、当社がそれを承諾した場合、当社と掲出希望者との間で、この規程及び同掲出申込書記載の内容（但し、当社が同掲出申込書記載の内容の変更を指示したときはその指示した内容）で広告掲出契約が成立するものとする。当社は、掲出希望者の掲出希望内容を確認し、その内容を検討・審査し、適正であると認めたときに掲出を承諾するものとする。

（掲出料金）
第３条
掲出者は当社の指定する期限までに、当社が別に定めた掲出料金を当社に納付しなければならない。

（掲出物の掲出）
第４条
掲出者が当社との契約に従い掲出物を指定の場所に掲出しようとするときは、掲出者は、事前に当社に連絡のうえ、当社の指示に従い、指定された場所に掲出物を掲出するものとする。なお、掲出のための作業は当社指定の専門業者に依頼し、作業に係る費用を掲出者が別途支払うものとする。

（掲出物の変更）
第５条
１．掲出者は当社から掲出の承諾を受けた後、掲出者の都合により、掲出の期日・時間、掲出場所の変更又は掲出申込を取り消す場合には、速やかに当社に変更又は取り消しの届出を行わなければならない。また、掲出内容の変更については、新たに当社から承諾を得なければならない。
２．新たな掲出承諾に伴い、掲出料金に追加を生じた場合、掲出者は当社の指定する日までに追加掲出料金を当社に納入しなければならない。

（掲出物の管理・毀損等の場合の処理）
第６条
１．掲出物が第4条に従い掲出された場合、当社は、同掲出物を自己の物と同一の注意義務をもって管理すれば足りるものとする。
２．地震、火災、台風その他の不可抗力により掲出中の掲出物の一部又は全部が毀損・滅失した場合、当社はそれによる損害につき責任を負わない。当社以外の第三者の故意又は過失により掲出中の掲出物の一部又は全部が毀損、滅失又は紛失した場合も同様とする。
３．前項の場合において、当社がその事実を知ったときは、当社は、その事実を速やかに掲出者に通知するものとし、当社と掲出者は事後の処理について誠実に協議するものとする。

（掲出権の譲渡等禁止）
第７条
掲出者は、掲出の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は転売してはならない。

（掲出面積の変更等禁止）
第８条　掲出者は、定められた掲出場所・面積等について、拡大等変更を加えてはならない。

（掲出承諾の制限）
第９条
掲出が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、掲出の承諾をしないことができる。
１．当施設の設置目的に反するおそれがあると認められるとき。
２．公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
３．集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体もしくはその関係者、または事業内容が明確でない団体が主催、共催、後援もしくは協賛をする行事内容であるもの。また、これら団体の利益になると認められるとき。
４．その他施設の管理、運営上支障があると認められるとき。

（掲出承諾の取り消し）
第10条
次の各号のいずれかに該当する時は、ただちに当社は掲出の承諾を取り消し、又は掲出の停止をすることができる。
１．前条の各号の一にでも該当すると認められるとき。
２．掲出申込書に虚偽の記載があったとき、又は承諾した掲出の目的、内容が実際と著しく異なるとき。
３．掲出条件や当社が定める規程に反したとき。
４．災害その他不可抗力によって、施設等の利用ができないとき。
５．管理の都合上、やむを得ない事由の発生したとき。

（掲出料金の返還）
第11条
既に納入された掲出料金の返還は理由の如何を問わず行わない。

（原状回復の義務）
第12条
掲出者は、掲出期間の満了その他の事由により掲出が終了したときは、掲出した施設等を原状に回復しなければならない。第９条の規程により掲出の承諾を取り消され、又は掲出を停止させられたときも同様とする。なお、原状回復のための作業は当社指定の専門業者に依頼し、作業に係る費用を掲出者が別途支払うものとする。

（免責・賠償）
第13条
１．掲出の承諾の取り消しに伴う掲出者等の損害について、当社は賠償の責任を負わない。
２．掲出期間中（準備・撤去期間を含む）において、人身事故及び破損事故並びに掲出物の盗難に関してはその原因の如何を問わず、当社は賠償の責任を負わない。

（掲出者の責任）
第14条
掲出者は広告を提出するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。
１．承諾された掲出申込書の内容に従って、誠実に掲出を行うこと。このため、当社から指示又は要請のあった場合には、この規程に従って、掲出物の移動や掲出停止等、迅速かつ適切な対応に応じること。
２．広告の掲出中に発生した事故については、全て掲出者が責任を負わなければならない。

（委任）
第15条
広告の掲出に関し、この規程に定めのない事項については「東京ビッグサイト　メディアガイド」で定める。

BIG SIGHT SERVICES

デジタルサイネージ

デジタルサイネージ＜設置場所＞

BIG SIGHT SERVICES

エントランスホール

●設置場所
会議棟エントランスホール（BS-03）1台

●利用料金
15秒　16,500円／日
30秒　33,000円／日

南エントランス

●設置場所
南展示エントランス（BS-05）1台

●利用料金
15秒　16,500円／日
30秒　33,000円／日

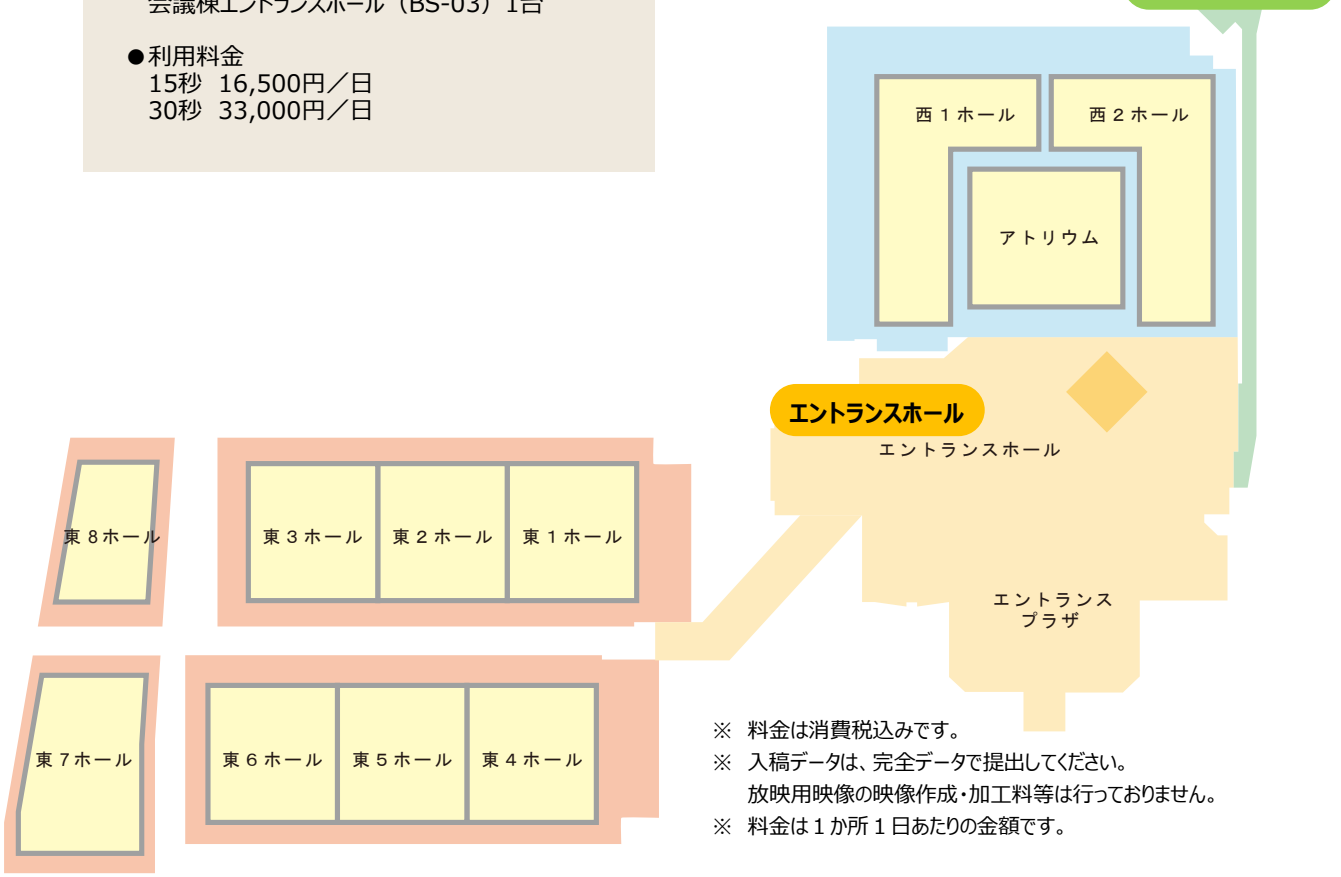

※　料金は消費税込みです。
※　入稿データは、完全データで提出してください。
　　放映用映像の映像作成・加工料等は行っておりません。
※　料金は１か所１日あたりの金額です。

BIG SIGHT SERVICES

▼放送内容

放映にあたっては、その展示会等を開催する主催者の開催告知または次回開催内容等告知広告、その展示等を出展している出展者の出展PRとします。
下記事項に該当するものは放映できません。

1. 企業広告、事業広告、商品広告等にあたるもの。ただし、当日開催の展示会に出展している出展商品等のPRはそのかぎりではありません。
   （出展商品の放映については、展示会名、会場名、小間番号等を明記のこと）
2. 各法令等に違反する映像。公序良俗に反するもの、社会的非難あるいは暴力的不法行為を行う恐れがある団体または映像内容等。
3. 当社および株式会社東京ビッグサイトが不適切と判断した内容等。

▼利用条件

1.エントランス （BS-03） ：東棟全館（1-8）/ 西棟全館（1-4）/ 南棟全館（1-4）使用の主催者
2.南エントランス（BS-05） ：南棟全館（1-4）使用の主催者

※ 主催者は、利用の権利を譲渡または転貸できません。
※ 広告放映希望期間中、他の主催者が該当ホールを利用していない場合は、広告を放映することができます。
※ 全館使用の主催者は全てのデジタルサイネージ（BS-03、05）を利用することができます。

ご利用者

①主催者
デジタルサイネージを利用できるのは、株式会社東京ビッグサイトと展示ホール賃貸借契約を締結されている主催者に限ります。
②出展者・関係団体(協賛・後援等)
出展者・関係団体については、主催者が取りまとめ一括して当社へ利用申込をした場合のみ、ご利用いただけます。

▼放映時間と放映サイクル

1. 放映時間：8時～18時。
2. 放映サイクル
   基本コンテンツと広告枠を数字順でリピート放映いたします。
   広告放映専用端末ではございませんので、基本コンテンツと一緒に放映されます。
   ※ 基本コンテンツの停止または変更は行えません。

放映内容（例）

※ 基本コンテンツ
① 広告枠
② 広告枠
③ 広告枠
④ 広告枠

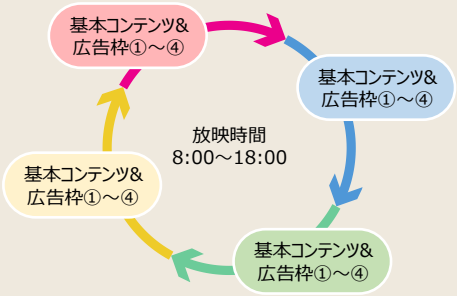

▼映像仕様

コンテンツの作成・修正は当社および株式会社東京ビッグサイトでは行いません。
放映にあたっては完全データ（コンテンツ）での入稿となります。音無しコンテンツのみ対応しています。

注意事項

各デジタルサイネージ1枠につき、15秒または30秒の動画あるい静止画のコンテンツとします。
表示レイアウトとコンテンツのアスペクト比が異なる場合は、コンテンツのアスペクト比を保持し自動修正されます。
動画はWMV9(WMV3)を推奨とします。
VC-1などAdvanced Profileコーデック（WMVA/WMVC1）には対応していません。

種類	拡張子	仕様	
動画	WMV	アスペクト比	16：9
		ビットレート （CBR：固定ビットレート）	横型：10Mbps以下 縦型：6Mbps以下
		解像度	横型：1920X1080ピクセル 縦型：720X1280ピクセル
静止画	JPEG	解像度	横型：1920X1080ピクセル 縦型：1080X1920ピクセル

デジタルサイネージ ＜お申し込み概要＞

BIG SIGHT SERVICES

▼お申し込みのフロー

放映2ヶ月前から
当社担当部署にご相談

→

放映2ヶ月前から1ヶ月前
（事前審査用映像）
放映審査 ※1

→

放映15日前
（最終映像）入稿 ※2

→

放映

▼利用申込み事前審査

デジタルサイネージの利用をご希望されるお客様は、当社担当部署へ利用希望日の1ヶ月前までに、放映を希望する映像素材をご提出の上、放映のご相談をお願いします。尚、お申し込みは催事開催2ヶ月前よりお受けいたします。当社及び株式会社東京ビッグサイトで、放映を希望する映像が、前頁「放映内容」の各号に該当するか審査を致します。審査で映像が承諾されましたら、「東京ビッグサイト デジタルサイネージ広告映像放映申込書」に必要事項を記入し当社に提出してください。
※審査の結果、デジタルサイネージの放映をお断りする場合があります。

▼映像の提出および試写

審査で承諾を受けた映像に関しましては、完全データとしてDVD等に収めて15日前までに提出してください。試写の日時はご相談の上、決定させていただきます。
※放映当日の画像調整はできませんのでご了承ください。
※事前審査映像から変更または異なる場合、再度申請となります。

▼お問合せ先

株式会社ビッグサイトサービス 施設課
TEL：03-5530-1230（平日9時～17時※催事開催状況による変更あり）
E-mail：bss-shisetsu@bigsight-services.com

▼放映の中止

次の各号のいずれかに該当するとき、直ちに当社はデジタルサイネージでの放映を中止する場合があります。
①デジタルサイネージ及び周辺装置に障害が生じたとき。
②災害その他不可抗力によって、デジタルサイネージが利用できないとき。
③災害等の発生により、災害等にかかわる情報を反映する必要が生じたとき。
④このご利用案内に定める条項に違反したとき。
⑤株式会社東京ビッグサイトとの展示ホールの賃貸借契約が解約又は解除されたとき。
⑥施設、建物等の管理運営上、やむをえない理由が発生したとき。

▼免責および賠償

①当社は前項により放映を中止した場合の損害について、賠償の責任を負いかねます。
②利用者は、放映により第三者に損害を与えたときは、第三者に対してその賠償の責任を負うものとし、当社は、第三者に対して一切の責任を負いかねます。
③当社は、利用者が出展者等、第三者と締結した契約について、一切の責任を負いかねます。

▼利用料金の返還

既に支払われた利用料金の返還は、施設側機器による不具合で放映できない場合を除き行いません。

BIG SIGHT SERVICES

大型ビジョン

大型ビジョン＜利用料金および放映時間＞

BIG SIGHT SERVICES

利用料金

利用料金の算出式：大型ビジョンの利用料金は、以下の計算式で算出します。
　利用料金＝基本料金＋ 従量料金
基本料金は（放映日数+1）× 1.1万円 となります。従量料金は以下の表をご参照ください。

静止画（音無し）		動画（音ありの静止画を含む）	
15秒	30秒	15秒	30秒
1会期（4日以内）		1日	
55,000円	110,000円	55,000円	110,000円

利用料金表例

静止画（音無し）	動画（音ありの静止画を含む）
1会期（4日間）、静止画（音無し）15秒：1本 【例】11万円=(4+1)X1.1万円+5.5万円X1本	1会期（3日間）、15秒：10本 【例】169.4万円 =(3+1)X1.1万円+5.5万円X3日X10本

※ 料金は消費税込みです。
※ 同一イベントの会期中は同一映像とします。
※ 利用料金とは、お客様が作成した映像を放映する料金で、映像制作・加工などに要する費用は含まれておりません。

映像仕様

画面仕様と放映期間、並びに入稿形態は以下のとおりです。
また、放映する映像の順番は、当日開催されているイベントの一覧表示の直前又は直後に表示します。
ただし、同日開催の複数の主催者様からの利用申し込みがあったときは、申し込み順で続けて放映します。

画面仕様

表示画素ピッチ：10mm
表示画素構成：横7,200x縦4,000mm
（約324インチ・約28,8m^2）
アスペクト比：16：9

放映期間および時間帯と回数

放映期間：1会期（4日以内）（原則※）
放映時間帯：8：00～18：00 （原則※）
※展示会の開催時期により変動
放映回数：1日60回以上

入稿形態

＜静止画（音声なし）＞
　サイズ：ハイビジョンサイズ（横1,280ピクセル x 縦720ピクセル）
　形式：JPGデータ

＜動画（静止画、音声付き）＞
　サイズ：ハイビジョンサイズ（横1,280ピクセル x 縦720ピクセル）
　形式：MP4データ、WMVデータ

※複数個の映像を放送する場合、静止画と動画を含め、
　1本の連続した動画映像として編集してください。

大型ビジョン＜放映概要＞

BIG SIGHT SERVICES

▼放映内容

大型ビジョンで放映できる映像については、放映当日に開催している展示会の主催者による開催告知等または、出展者（※）による出展商品等のPRとします。
なお、下記事項に該当する映像は放映できません。

1.当日開催されているイベントに関する案内及び出展商品以外の広告。
　なお、出展者による広告については、 出展情報（展示会名、会場名及び小間番号等）を映像に表示して頂きます。
2.関係法令に違反するもの。
3.公序良俗に反するなど、社会的非難を受ける恐れがあるもの。
4.その他、当社及び株式会社東京ビッグサイトが不適当と判断したもの。
※主催者が取りまとめ、一括して当社へ利用申込をした場合に限ります。

▼お申し込みのフロー

当社担当部署にご相談 ＞ **放映1ヶ月前**（事前審査用映像）放映審査 ※1 ＞ **放映14日前**（最終映像）入稿 ※2 ＞ **放映**

※1：事前審査用映像：審査用映像は、放映希望日の1ヶ月前までに当社にDVD等で提出すること。
※2：最終映像：最終映像は、放映希望日の14日前までに当社にDVD等で引き渡すこと。完全データでの入稿をお願い致します。当社での映像編集は承っておりません。
　　媒体の返却が必要なときは、提出時にその旨を当社担当部署にお伝え下さい。

▼お問合せ先

株式会社ビッグサイトサービス 施設課
TEL：03-5530-1230（平日9時～17時※催事開催状況による変更あり）
E-mail：bss-shisetsu@bigsight-services.com

BIG SIGHT SERVICES

▼利用申込み事前審査

大型ビジョンの利用をご希望されるお客様は、放映希望日の１ヶ月前までに、放映を希望する映像素材を当社担当部署にご提出ください。
当社及び株式会社東京ビッグサイトで、放映内容が前出の「放送内容」「入稿形態」等の各号に該当しないかを審査させて頂きます。
審査で映像内容が承諾されましたら、放映14日前までに「大型ビジョン利用申込書」に必要事項を記入し、最終映像の完全データを担当部署にご提出ください。
※審査の結果、大型ビジョンの利用をお断りする場合があります。
※放映回数を確保するため、放映できるコンテンツ数を制限させていただく場合があります。
※複数お申込みがある場合は先着順とし、ご利用をお断りする場合があります。

▼利用対象者

①主催者
展示ホール及び会議施設等につき、株式会社東京ビッグサイトと利用契約を締結されている主催者に限ります。
②出展者
主催者が取りまとめ、一括して当社へ利用申込をした場合に限ります。

▼放映の中止

次の各号のいずれかに該当するとき、直ちに当社は大型ビジョンでの放映中止する場合があります。
①大型ビジョン及び周辺装置に障害が生じたとき。
②災害その他不可抗力によって、大型ビジョンが利用できないとき。
③その他施設の管理及び運営上、やむを得ない理由が発生したとき。

▼免責および賠償

① 大型ビジョンの利用申し込みの取消に伴う利用者の損害について、当社は賠償の責任を負わない。
② 映像放映の中止に伴う利用者の損害について、当社は賠償の責任を負わない。ただし、この場合、前項の規定にかかわらず、当社はすでに受け取った利用料金のうち、利用できなかった日数分に相当する金額を利用者に返還する。
③ 映像放映に伴い、当社及び株式会社東京ビッグサイト又は第三者に損害を与えたときは、利用者は当社及び株式会社東京ビッグサイトまたは第三者に対しその賠償の責任を負うものとし、当社及び株式会社東京ビッグサイトは第三者に対し一切の責任を負わない。
④ 利用者が第三者と締結した契約に関しては、当社は一切の責任を負わないものとする。

▼利用料金の返還

既に支払われた利用料金の返還は、理由の如何を問わず行いません。
（「免責及び賠償」の②の場合は除きます）